

議 員 提 案 条 例 検 証 特 別 委 員 会 記 録

1 会議の日時	<p style="text-align: center;">平成28年 6月29日</p> <p style="text-align: right;">開 会 午後 1 時 2 0 分 閉 会 午後 2 時 3 0 分</p>	
2 会議の場所	<p style="text-align: center;">第 1 会 議 室</p>	
3 出席者	<p style="text-align: center;">委 員</p>	<p style="text-align: center;">委員長 足 立 勝 利 副委員長 (小 川 恒 雄)</p> <p>(猫 田 孝) (岩 井 豊太郎) (玉 田 和 浩)</p> <p>(早 川 捷 也) (藤 墳 守) 駒 田 誠</p> <p>尾 藤 義 昭 伊 藤 正 博 渡 辺 嘉 山</p> <p>(松 村 多美夫) 村 下 貴 夫 森 正 弘</p> <p>平 岩 正 光 川 上 哲 也 伊 藤 秀 光</p> <p>(野 島 征 夫) 脇 坂 洋 二 篠 田 徹</p> <p>松 岡 正 人 (山 本 勝 敏) 田 中 勝 士</p> <p>太 田 維 久 野 村 美 穂 (高 木 貴 行)</p> <p>酒 向 薫 (加 藤 大 博) (高 殿 尚)</p> <p>水 野 吉 近 国 枝 慎 太 郎 長 屋 光 征</p> <p>山 田 優 山 田 実 三 布 俣 正 也</p> <p>牧 村 範 康 (広 瀬 修) 若 井 敦 子</p> <p>(伊 藤 英 生) 澄 川 寿 之 中 川 裕 子</p> <p>恩 田 佳 幸</p> <p style="text-align: right;">※ ()は、欠席された委員</p>
4 事務局職員	<p style="text-align: center;">執 行 部</p>	<p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>
4 事務局職員	<p>課長補佐 佐藤 智紀 主査 高田 昌司</p>	

5 会議に付した案件

件名	審査の結果
<p>1 議員提案条例の検証について （1）岐阜県食品安全基本条例 （2）岐阜県食育基本条例</p> <p>2 その他</p>	

6 議事録

○足立勝利委員長

ただいまから、議員提案条例検証特別委員会を開会いたします。

当委員会は、正副委員長の主導のもと、当委員会に調査を付託されております、議員提案により制定された条例の運用に関する調査検討を行い、委員会として一定の提言を行うことを目指すものであります。

本年度の重点調査項目につきましては、議員提案条例の検証に関することを調査していきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、積極的なご審議をお願いいたします。

また、5月10日の委員会において、正副委員長に一任いただきました、議員提案条例の検証の進め方についてであります。お手元に配付してありますとおり、条例の運用状況についての執行部の説明を踏まえ、運用の改善の要否、条例の改正の有無について、検証を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、本日の委員会は、お知らせのとおり、「岐阜県食品安全基本条例」及び「岐阜県食育基本条例」の運用状況の確認と検証を行うため開催したものであります。

初めに、「岐阜県食品安全基本条例」の検証を行います。

なお、執行部職員の出席については、条例を担当する部局を中心に出席いただいておりますので、あらかじめ、ご了承願います。質疑・意見等は、説明終了後をお願いいたします。

それでは、「岐阜県食品安全基本条例」の運用状況について、執行部の説明をお願いします。

(執行部 挨拶)

(執行部 土井健康福祉部次長 説明)

○足立勝利委員長

ただいまの説明に対し、質疑・意見等はありませんか。

○太田維久委員

前文に、毎日の食生活は、私たちの生命や健康の根源であり、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いのひとつである。と書いてありますが、ここ最近を見ても、食品廃棄物の問題等含めて、いろいろこういった事案は相次いでとどまることがないわけですが、もっとこの点で、強く、安心・安全な食品を食べることができるということは県民の権利であるとうたったほうが良いのではないかと思います。そして、権利であるならば、県民の側としても、14条関係で積極的な情報開示をしろということを非常に強く言え、学んでいくことができますので、知識の普及とかではなく教育や県民が食品の安全性に対して学ぶ機会をもっと創出するというところで、食育というところの連携、食育基本条例との連携を含めて、文中に盛り込んでいただくのはどうでしょうか。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

おっしゃられました前文のところは、切実な願いというニュアンスで書いてありますので、確かに相次ぐ不祥事などもございますので、もう少し強い書きぶり、改正するという方向性もあるのではないかと思います。

ります。

それから、14条ですが、教育の機会を提供するという内容に変更された方がよいとの御意見かと思いますが、条例には県民の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずることとしており、現在、すでに運用面では、様々な学ぶ機会を提供して、県民の方々に学んでいただいておりますので、その内容をもう少しはっきりさせるということで、学ぶ機会の提供というような書きぶりに変えるということも可能でないかと思っておりますが、実際のところそのような形で運用をさせていただいております。

○太田維久委員

関連する食育基本条例との連携というのを条例に盛り込むことについてはどのようにお考えでしょうか。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

食育基本条例とは非常に密接な関係がありまして、私ども生活衛生課で行っておりますリスクコミュニケーションと言っておりますが、様々な関係者、事業者、消費者、行政を含め全ての関係者間でコミュニケーションをとっていくというような事業をやっておるわけでございますが、食育の中にもこの事業の一部が入り込んでいる形でございます。また、出前講座というものをやっておりますが、その出前講座にあたりまして、県民の方に食品安全と食育の分野を一緒に御案内して両方聞いていただける、組み合わせて聞いていただけるというやり方でコラボレーションという形をとらせていただいているところです。

○国枝慎太郎委員

廃棄食品の不正流通事案を踏まえてお聞きしますが、第2条にある食品関連事業者の定義には、食品スーパーなどの販売店、また弁当屋さんも含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。

○緒方生活衛生課長

もちろん食品関連事業者の中に含まれています。

○国枝慎太郎委員

その場合、県としてどのような指導ができますか。

○緒方生活衛生課長

食品衛生法に基づく監視指導権限がございますので、立入指導、報告の徴収等を行うことができます。

○国枝慎太郎委員

食育基本条例の定義の第2条第3項の食品関連事業者と定義が違う部分があるが、この違いについてはどのように解釈したらよいか。

○小山保健医療課長

食育基本条例第2条第3項におきます「食品関連事業者」は、製造、加工、流通等幅広く含めておりまして、安全性を保つという食品安全基本条例に対しまして、食育基本条例につきましては、より多くの方々と一緒に事業を進めていきたいとの考え方をとっております、安全性を担保するのも大切ですが、より多くの方々に事業に協力していただきたいということで、細かに記載をさせていただいております。

みんなで食品ロスをなくそう、食事のことについて学ぼうとかいうのを生産者も含めて県民の方と一緒に考えていきたいとのことで、定義をさせていただいているところでございます。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

食品安全基本条例の「食品関連事業者」の定義でございますが、基本的には、国の食品安全基本法の定義を

引用しております、そのうえで、県内に事業所を持つものに限るといふようなことにしていると思います。

基本法の定義を見ますと、様々な分野を全て含んでおるといふような形で、幅広に定義づけておりますので、ほとんど全て考えられる分野は網羅されておるのではないかと考えております。

○村下貴夫委員

資料3ページのアレルギー物質対策のところ、今後も学校給食におけるきめ細かな食物アレルギーに関する管理・教育の充実を図るとあるが、誰が対象か。

○山田体育健康課教育主管

11条でございます学校給食等におけるきめ細かな食物アレルギー対応ということで学校の教職員、調理場の従事員等を対象としております。

○村下貴夫委員

子どもたちのアレルギーの調査はしているのか。

○山田体育健康課教育主管

毎年、体育健康課のほうで、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒等の調査を行っております。

○村下貴夫委員

そういう場合、保護者に対する子供のアレルギーの調査は行っているか。

○山田体育健康課教育主管

食物アレルギーを有する児童生徒等の数を把握する場合に、学校の教職員に調査をしているわけですが、各学校においては、アレルギー対応が必要な児童生徒等については、全て保護者から学校生活管理指導表ですとか、それぞれのお子さんの医師の診断であるとか、どういう食品についてどのような症状があるかということ、毎年、年度初めに保護者から提出していただいておりますので、それをもとにこちらに数を上げていただいております。

○村下貴夫委員

すでに充実を図っているのに、さらに何を充実させるのか。

○山田体育健康課教育主管

もちろん、学校においては子供の安全を最優先に考えて対応することが大きなことの一つでありますので、すでに、充実を図っているところではございますが、例えば昨年度学校給食においてアナフィラキシーショックの事案が8件ございました。その内訳としましては、そのときになって初めて発症するという児童生徒等もおりますけれども、中には、運動誘発アナフィラキシーショック、アレルゲンとなる食物を食べた後に、すぐ運動することによってアナフィラキシーショックを発症する児童生徒等や、食べてはいけないと指示を受けていたものを誤って食べてしまったことによるアナフィラキシーショック、こういった事案も数件ではございますが発生している状況です。子供の命を最優先に考えるという視点から、誤飲、誤食によるアナフィラキシー事案、それから、食べた後の運動管理が必要な児童生徒等については確実に運動しないように見届け、アナフィラキシー症状を引き起こさせないといった対応をきめ細かく研修で行っていくということでございます。

○村下貴夫委員

不幸にして健康被害にあった場合の介助も、お医者さんとの関係ですけれども、充実されているのか。

○山田体育健康課教育主管

アレルギー症状を有する生徒の中には、エピペンを処方されている児童生徒等もおりまして、エピペンを学校で管理しておるわけですが、万が一アナフィラキシー症状が発症した場合にはすぐにそこにいる教職員がエピペンを適切に接種したり、主治医やあらかじめ指示された医療機関へ速やかに緊急搬送したりするといった対応を含めて研修をしております。

○田中勝士委員

県としての食の安全を守っていくための推進体制についての基本的な枠組みについてお尋ねしたいと思っておりますが、資料の19条のところに書いてありますように、岐阜県食品安全・安心推進本部という全庁横断的な組織を構築してみえるということなんですけれども、この推進本部がどういう体制であるのかということと、また年間どれくらいの頻度で会議が開催されているのかお伺いしたいと思います。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

岐阜県の推進体制といたしましては、岐阜県食品安全・安心推進本部という組織を作っておりまして、知事を本部長といたしまして、関係部長から成る組織でございます。年間の開催回数としましては、本部員会議については、知事の指示により、定例的なものは文書にて報告ということで、開催をしなかった年もございましたが、昨年度、一昨年度につきましては年1回開催をしているところでございます。

また、下部組織として幹事会という組織を設けておりますけれども、その幹事会は、現在ここに集まっている関係課ということになるかと思っておりますけれども、全部で私も生活衛生課を含めまして、関連19課が幹事として幹事会に入っております。こちらの幹事会につきましては毎年度、年1回から2回の開催をしているところでございます。その他、幹事会という形ではございませんが、食品安全対策協議会という年3回開催する会議がございまして、実務的な話し合いなどをさせていただいているところでございます。

○田中勝士委員

この食品安全・安心推進本部の会議、一番直近に開かれたのがいつで、その時はどんな議題について話し合いがされたのか。お願いいたします。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

今年度については、まだ開催をしておりませんので、直近と申しますと、昨年度6月であったかと思っておりますけれども、食品安全安心に関する全般的な話とですね、それから、新しく県が昨年度導入いたしましたHACCP制度について、今後どういった取り組みをしていくべきかということの話し合いを設けております。

○田中勝士委員

現状認識について、2点だけお伺いしたいと思うんですが、食品関連事業者に対する監視と指導ということなんですけど、これにつきましては、私自身は、県としてかなり一生懸命やっただいていてというふうに感じております。ただ、関連事業者の数があまりにも多いがゆえに、特に監視の目が行き届いていない部分が結構あるのではないかと、例えば私たちが素人目に見てもこの事業者は、法令遵守に立ってやっているのだろうかと思われるような事案を結構見かけるわけでありまして、この体制と実態についてどういう認識を持ってみえるのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

食品事業者の監視指導でございますけれども、平成27年度許可数として把握をしている対象施設が県内で

36,000 施設余りございます。それに対して年間目標を立てておりまして、それぞれの施設にレベル分けという形で、1 から 3 までのグループに分けて、監視の頻度を設定しております。

内容としましては、業種ですとか、施設の規模、どういった範囲に食品を提供しておるかといったところで、食中毒を起こすリスクなどに基きまして、レベル 1 から 3 までのレベル分けをして重点的な監視を行っているところでございます。

昨年度合計で 23,835 件の監視をしておるところでございます。それぞれのレベルごとに申し上げましても、目標は達成をしておる形でございます。ただ、ご指摘のとおり、全てのところに必ず毎年監視を行うことはなかなか難しいところがございます。そのあたりは、地元の団体の協力などを得まして、不適切な事案などがあれば、そういったところを特に重点的に立ち入るとかといったような形で補っておるところでございます。

○田中勝士委員

もう一つはですね、縦長資料の 3 ページのところに書いてありますけれども、一般の県民に対しての知識の普及であるとか、食品表示に対する基本的な知識、消費期限の問題とか、あるいは食中毒についての基本的な知識、事業者に対してはそういった研修会はなされているんですけども、ごくごく一般の県民の皆さんはこうしたことについて、正しい知識をもっているというのは、なかなか言い難いと感じておりまして、こうしたことについては、今後どのように取り組んでいくようなお考えを持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○野池生活衛生課食品安全推進室長

県民の方々への情報提供、知識の普及ということにつきましては、非常に重要なことだというふうに認識をしておりまして、これまでも、資料にございましたとおり、出張の出前講座ですとか、あと小学生向けになりますけれどもジュニア食品安全クイズ大会、こういった事業をしておりますほか、シンポジウムですとか、研修会、様々な機会を設けまして、県民の方に参加を呼びかけているところでございます。

それから、もう一つ、研修会などにはなかなかおいでになれない方のために紙ベースで食卓の安全・安心ニュースというものを毎月発行しております。こちらにつきましては、全市町村、それから県内全ての保育園、幼稚園、小・中学校に配布をさせていただきまして、学校などで児童に配っていただいたり、給食便りなどに活用していただいたり、またそれを用いて、学校で教育指導していただく。また、市町村の保健センターなどで地元の方向けの講習の参考にしていただいているところでございまして、今後とも、幅広い方々にいろいろな食品安全に関わる知識の普及をしていきたいと考えております。

○足立勝利委員長

質疑等も尽きたようですので、これをもって、質疑等を終わります。執行部の皆さんご苦労様でした。
執行部入れ替えのため、暫時休憩します。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○足立勝利委員長

休憩前に引き続き、「岐阜県食育基本条例」の検証を行います。

質疑・意見等は、説明終了後をお願いいたします。

「岐阜県食育基本条例」の運用状況について、執行部の説明をお願いします。

○足立勝利委員長

ただいまの説明に対し、質疑・意見等はありませんか。

○山田 優委員

条文には、食育とは「食」を通して生きる力を育むことと書いてありますけれども、昨今の食品の無駄、ロスをできるだけ少なくしようという機運の醸成を図るために、検証の視点から、適合性といいますか、現在の社会情勢に合致しているかということから考えると、そういったことも非常に食の大切さに当てはまると思いますが、条文を追加することについてはどのようにお考えか。

○小山保健医療課長

食育基本条例にうたわれますこの基本理念の中には、食を大切にする、そういった理念が強くうたわれておりまして、条例の中では、食品ロス等についても十分に検討可能かと考えております。一方、この条例に基づきまして策定されております「岐阜県食育推進基本計画」の中には、食品ロスについての記載はまだございません。

こちら、第2次計画が28年度までとなっております、現在29年度からの計画を策定するという作業にあたっておりますので、今御指摘のありましたことにつきましては、条例ではなくこういった計画の中でうたわさせていただきます、しっかりと推進させていただきたいというふうに考えております。

○川上哲也委員

いろいろな取り組み本当にお疲れ様です。この条例があって、進められたこと、そしてまた元々県の皆さんが努力して進められていることが混在していると思うんですけども、それはまた混在は混在で全然問題はないと思うんですが、特にこの条例ができたことによって特にこの部分が進めることができたこと、逆に言えば、条例ができなかったら、この部分はあまり進まなかったなというようなそういった重要なポイントはどこにあるのでしょうか。

○小山保健医療課長

基本条例を定めたことによりまして、まず一つには、食育という単語、そして、理念、そうしたものが県民に多く伝わるようになった、これは、全庁的に食育基本計画というものを作らせていただきまして、全庁的に各課長が集まりまして、基本構成を作っているわけですが、この計画に沿いまして、各課が、私ども保健医療課をはじめ、農林の絡み、教育の絡み、そういった方々が皆さん協力して、食育というひとつの柱をもって県民にあたっていく、そういうことによって、食育という概念がここ10年で広がったのではないかなというふうに考えております。

その中で、例えばですけども、欠食ということを調べてみようと思われが考える。実際に欠食率が高いものですから、それについて取り組みをする。そういったことを反映していくことによって、実際一部の年代につきましては、朝食の欠食率が減ったり、栄養バランスについてももう少ししっかり考えなくてはいけないなという親御さんがふえたり、それらは明確な数字ではね返ってこないかもしれないんですけども、そういったことを行政が持ちかけていくという点で、大きく前進があるかと思っておりますので、引き続きこれらの条例の基本理念を大事にして、計画を進めていきたいというふうに考えております。

○脇坂洋二委員

市町村の食育推進基本計画で、42市町村のうち2市町村ができていないとのことだが、どこどこができていないのか。

○小山保健医療課長

揖斐川町と八百津町になります。

○太田維久委員

条文について直したらいいのではないかという話なんです、13条のところで、学校、保育所、医療機関等における食育の推進というのがあります。食育というと、ともすれば、学校教育というイメージがあるかもしれませんが、食というのが人生を通じてということであると考えますと、医療機関は述べてますが、介護関係の施設、あるいは介護をしている御家庭といったところにも、やはり食育ということはかかると思うんです。課題のところで、行政管理栄養士等配置について、福祉分野の配置は低いという課題もありますので、やはりここは、13条の中で学校、保育所、医療機関等だけではなくて、介護施設だけではないですが、介護関係のことも踏まえた条例文という形に直していただくというのが望ましいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○尾藤健康福祉部長

そういったご指摘はあろうかと思います。介護施設における食育の必要性は十分あろうかと思うので、私たちが問題意識をもって取り組んでまいりたいと思いますが、それをどのように条例に反映するかというのは、今後の皆様の御議論にお任せしたいと思っております。

○駒田 誠委員

第7条の農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上という中で、主な取り組みと成果で要は学校でもう少し、学校農園というか、学校で畑を用意して、トウモロコシでも、フルーツトマトでもなんでもいいんですけど、もっとしっかり実際に土に接しながら、食品となる植物を育てて、そして、土の重要性とか、そういったものをいただいての感謝とか、もっともっと必要だと以前から話しているのですけれども、だいぶふえているのかどうかというところ、その点については岐阜県はどうなのか聞きたいんですが。

○山田体育健康課教育主管

御指摘の点でございますが、具体的な農業体験ですとか、そういったことに取り組む学校数の推移ということは具体的には把握しておりませんが、特に小学校等においては、児童の発達の段階に応じて、教科や総合的な学習の時間、学校の教育活動の中でそれぞれ畑で自分たちで野菜を育てて、それを調理して食べたりとか、地域の生産者の方々の御協力をいただき、生産者の方々のところへ訪問をして、そこで体験をさせていただくとか、そういった食に関しての体験、もっといえば、経験ができるような活動を積極的に取り入れてございます。

○亀山農村振興課長

農政部のほうでは、「ぎふ田んぼの学校」というような取り組みをやってございまして、平成27年度は小学校22校を対象に、述べ人数が1,514人ということで、多様な生物が生息する農村環境の大切さや水田や農業用水路を活用した生き物調査等の環境学習を実施しております。

○駒田 誠委員

1町歩くらいかな、県下の学校に農地を持って学年に応じた食農教育をやっていくべきだというのが前からお願いしている点なんです。そういった点、今も「田んぼの学校」というようなことを言われましたが、そういったものをもっと強化してほしいと思っておりますのでぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。以前にも、1坪農園か半坪農園か、ワンスポット菜園でもいいですけど、フルーツトマトなり、ミニトマトを育てて実際に食べてみると、こんなふうになって、こんなにおいしいんだということが知れるので、一人1個ずつ、ポットでやってほしい。幼稚園等でやってみたことがありますけど、実際そういったものを育て食べるという体験によって食のニュアンスがわかると私は思っておりますので、ぜひとも強化していただくことによって、食育も進むと思っておりますので、教育関係、また農政とも連携していただいております。

もう一つ、栄養教諭によって、いろいろ食育の推進体制の中心としてやっていただいておりますが、私の観点で言うともっと食と健康ということで、特に腸内細菌のことが、最近よく言われておりますが、そういった腸内の細菌、腸の中の状況というのをよくすることが健康につながるというような観点を栄養教諭はお持ちなのかどうかということ。食べたもので体ができてくるということをもっと子供たちに教えてやっていただきたい。単なる栄養、エネルギーとしてではなくて、もっと傷ついた体が食べたものによって治っていくこと、なんといっても根本は、腸内の中の状況が大事ということにありますので、いい状況になるためには何を食べるかということですので、今後、より食と健康についても留意いただきたいと思っております。

○篠田 徹委員

第5条と第6条なんですけれども、県民の役割と教育関係者の役割の部分なんですけど、やっぱり一番大事なものは、県民の皆さんに理解していただいて、積極的にかかわっていただくという、そういったきっかけづくりというのが大事ではないかと思うんです。そうした中において、各種団体という部分を考えるときに、今岐阜県PTA連合会においては「お弁当の日」というのを推奨してみえたと思うんですけど、やっぱりこういうもの等々も食育の一つじゃないかと思うので、そうした団体等の活動等にうまく乗っかっていくということも重要じゃないかと思うんですけども、また、そうしたところに県の役割としても責務を果たしてほしいと思いますので、意見ですけど伝えさせていただきます。

○足立勝利委員長

質疑等も尽きたようですので、これをもって、質疑等を終わります。

それでは、本日実施しました、条例の運用状況についての執行部からの説明聴取等を踏まえ、お手元に配付しました用紙により、取り組みの現状の問題点や課題、委員の提案する改善策等についてご記入いただき、8月1日（月）までに議会事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

次に、次回の委員会において検証を行う条例についてですが、正副委員長に一任願ひたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○足立勝利委員長

ご異議がないようですので、さよう取り扱うことといたします。

次回委員会で検証を行う条例については、決定次第、御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

議員提案条例検証特別委員会 配席図

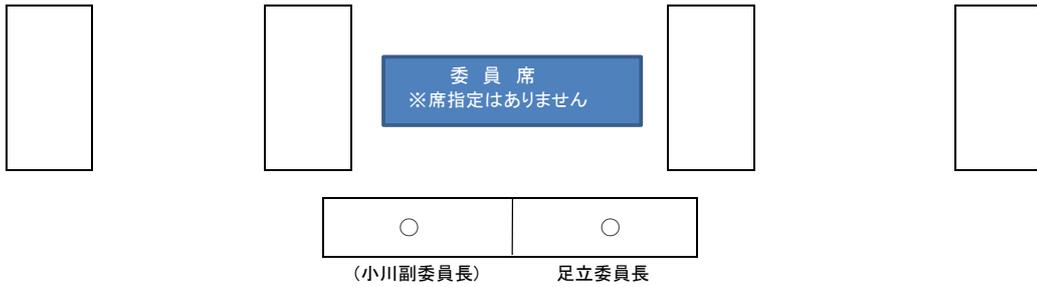
【岐阜県食品安全基本条例】

平成28年6月29日(水)
議会西棟 3階 第1会議室

		中居 里川振興課 水産振興室長	亀山 農村振興課長	森 畜産課長	棚橋 農産物流通課長 農産園芸課長	福手 農政課長	深谷 産業技術課長	梅村 地域産業課長	深尾 県産材流通課長	荻巣 教育主管	山田 体育健康課			
--	--	-----------------------	--------------	-----------	-------------------------	------------	--------------	--------------	---------------	------------	-------------	--	--	--

	藤田 県民生活相談 センター長	細井 環境管理課長	大坪 廃棄物対策課長	長沼 危機管理政策課長	渡辺 財政課長	兼山 総務部次長	尾藤 健康福祉部次長	土井 健康福祉部次長	森岡 生活衛生課長	緒方 食品安全推進室長	野池 生活衛生課	大脇 健康福祉政策 課長	小山 保健医療課長	市原 業務水道課長
--	-----------------------	--------------	---------------	----------------	------------	-------------	---------------	---------------	--------------	----------------	-------------	--------------------	--------------	--------------

出入口



※()は、欠席された委員

議員提案条例検証特別委員会 配席図

【岐阜県食育基本条例】

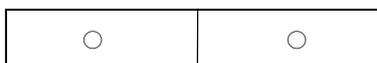
平成28年6月29日(水)
議会西棟 3階 第1会議室

								荻 巢 県 産 材 流 通 課 長											
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

河 瀬 農 地 整 備 課 長	河 瀬 農 村 振 興 課	龜 山 体 育 健 康 課 教 育 主 管	山 田 社 会 教 育 企 画 監	社 本 社 会 教 育 文 化 課	古 賀 学 校 支 援 課 教 育 主 管	岡 田 研 修 企 画 監	服 部 教 職 員 課 教 育 主 管	堀 高 齢 福 祉 課 長	籠 橋 教 育 総 務 課	安 江 子 育 て 支 援 課 長	山 田 保 健 企 画 監	大 坪 保 健 医 療 課 長	布 施 私 学 振 興 ・ 青 少 年 課 長	藤 田 県 民 生 活 相 談 セ ン タ ー 長	平 井 林 政 課 長
--------------------------------------	---------------------------------	---	---	---	---	---------------------------------	--	---------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------	--	---	----------------------------

森 畜 産 課 長	棚 橋 農 産 園 芸 課 長	川 瀬 農 業 經 營 課 長	福 手 農 産 物 流 通 課 長	深 谷 農 政 課 長	渡 辺 財 政 課 長	兼 山 總 務 部 次 長	尾 藤 健 康 福 祉 部 長	土 井 健 康 福 祉 部 次 長	森 岡 健 康 福 祉 部 次 長	小 山 保 健 医 療 課 長	大 脇 健 康 福 祉 政 策 課 長	林 医 療 福 祉 連 携 推 進 課 長	緒 方 生 活 衛 生 課 長	市 原 業 務 水 道 課 長
-----------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---	--------------------------------------	--	---	--------------------------------------	--------------------------------------

出
入
口



(小川副委員長) 足立委員長

※()は、欠席された委員